

株式会社エリスタ 手配旅行条件書

この旅行は株式会社エリスタ（以下「当社」といいます。）がおお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊機関等、その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することを引き受け、旅行に参加されたお客様は、当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受け、旅行契約内容は本旅行条件書及び当社旅行業務取扱い旅行契約の部によります。

下記は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部になります。

[1]お申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行を申し込もうとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申込みください。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立いたします。
- (2) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて、乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (3) 契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は当該契約書面に記載するところによります。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。
- (5) 心身に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、特別な医療機器や身体機能の補装具等を携行・使用される方、アレルギーのある方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。ただし、該当するお客様には医師の診断書、健康診断書等をご提出いただく場合があります。お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (6) お申込み時に未成年の方は、親権者の同意書等が必要となります。
- (7) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手續・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- (8) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) その他、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または手配旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合及び当社の業務上の都合がある場合には当社は手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

[2] 旅行業務取扱料金

旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）は、旅行代金とともに契約書面に表示します。

※旅行内容により異なります。当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

なお、手配旅行契約の場合、当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適切等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の取扱料金を申し受け、

[3]旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当該旅行契約の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。
- (2) お客様から契約内容の変更のお申出があったときは、変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料を負担いただく他、変更手数料金を申し受け、
※変更手数料金は、当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

[4]旅行契約の解除

お客様は、旅行契約成立後、いつでも旅行契約を解除することができます。

- (1) 契約を解除する場合、当社は次の料金を申し受け、すでに収受している旅行代金から差し引いた残額を払い戻します。
 - (ア) お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスにかかる費用
 - (イ) お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用
 - (ウ) 当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金
- (2) お客様が当社指定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとみなします。

なお、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けいたしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

(お客様の責に帰すべき事由による解除)

次の場合、当社は契約を解除することがあります。

- (1) 旅行代金を期日までに支払っていないとき。
- (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

お客様の責に帰すべき事由による解除の場合、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

- (1) 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- (2) 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。
- (3) 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

[5]添乗サービス

- (1) 当社は、お客様の求めにより添乗員サービス料金を申し受けた上で、添乗員を同行させ旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、添乗員が団体と同行するために必要な宿泊費、宿泊費等の実費は添乗員サービス料金とは別途に申し受け、
※添乗員サービス料金は、当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。
- (2) 添乗員サービスを提供する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

[6]当社の責任

- (1) この旅行は、手配旅行です。募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行

約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別保証責任」は負いません。

- (2) 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (3) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (4) 手荷物に生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内、海外旅行あつては21日以内に当社に申し出があった場合に限り、お1人あたり15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く。)として賠償いたします。

[7]お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

[8]通信契約

当社は、提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や企画料金、取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、旅行のお申し込みを承る場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

- (1) 通信契約は、当社が申込金の決済を確認し、契約の締結を承諾する旨、郵便で通知を発送した時に成立し、電話、電子メール、ファクシミリ等で電子承諾通知を行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。
- (2) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。前者のうち申込金を含む旅行代金支払いのためのカード利用日は契約成立日とします。後者は当社がお客様に払い戻すべき額を通知した日とし、契約解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(旅行開始後の解除の場合は、30日以内)に旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- (3) 与信等の理由により会員のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

[9]個人情報の取扱い

- (1) 当社は、ご提供頂いた個人情報(氏名、性別、住所、電話番号、国籍、年齢、生年月日、健康状態等)を下記の理由で利用させていただきます。
①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーン情報の提供、⑥旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため
- (2) 当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。
- (3) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。
- (4) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
- (5) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のプライバシーポリシーでご確認ください。

※当社は、旅行・イベント実施中に撮影した写真や動画を、記録として、また当社刊物やホームページ等で利用させていただくことがあります。お客様が当該写真・動画に写り込んでいる場合は、事前に承諾を得ます。

[10]その他

- ・当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- ・当社はお客様が時間外に現地ガイドなどに案内等を依頼した場合の実費、お客様の疾病、怪我などの発生に伴う諸経費(交通費、通信費など)、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用および別行動の手配のために要した実費を申し受けます。

[11]手配旅行契約約款について

この条件内容に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

東京都知事登録一般旅行業第2-7382号

旅行企画実施：株式会社エリスタ

東京都新宿区新宿5-15-14 INBOUND LEAGUE

(一社)日本旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者：伊藤 彩